

# 兵庫県公報

平成30年2月28日 水曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目 次

病院局管理規程	ページ
○ 病院局医師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程 .....	1

## 病 院 局 管 理 規 程

病院局医師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成30年2月28日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

### 兵庫県病院局管理規程第1号

#### 病院局医師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程

病院局医師修学資金貸与規程（平成17年兵庫県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は神経内科」を「、神経内科その他兵庫県病院事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する診療科目」に改める。

第2条第3号中「又は神経内科のいずれかの」を「、神経内科その他管理者が指定する」に改める。

第3条中「兵庫県病院事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成30年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の病院局医師修学資金貸与規程の規定は、この管理規程の施行の日以後に修学資金の貸与、返還猶予及び返還免除を受ける者から適用し、同日前に修学資金を返還中及び返還済みの者には適用しない。